

インボイス制度 開始から1ヶ月

注意点をチェック!! ※以下は一例です。取引相手と確認し、分からない所は民商と一緒に学習しましょう。

1. 「経費にならない」という言葉に気を付けて

インボイスが無い「経費にならない」のは、本則課税の業者が消費税計算する際の仕入・経費の支払いについてです。

所得税や法人税の計算は今まで通り、経費として扱います。未登録業者からの領収書やレシートも捨ててしまわない様に気を付けましょう。

2. 「売上の取引」のときに
する作業

①登録業者の方:
取引相手の求めに応じて、登録番号や税率・税額などの必要事項を記載した『インボ

イスII適格請求書』(請求書や領収書など)を発行して渡さないといけません。

②未登録の方:
売上取引の相手から求められても適格請求書は発行できません。

『特例①』: 取引相手の基準期間(2年前)の年間売上が1億円以下等の場合、1取引1万円未満であれば、インボ

イスが無くても取引相手は「帳簿の記載のみで経費を認め」られます。未登録でも対象です。6年間の特例措置。

『特例②』: 本則課税業者が未登録業者と取引する場合、経費の一部が課税仕入(消費税の経費)として認められます。当初3年は8割、その後6年目までは5割が認められます。

①簡易課税や、未登録業者: インボイスの保存を求められないため、取引相手の登録状況など関係なく取引できます。

3. 「仕入・経費の取引」のときに
する作業

②本則課税の方:
1. ②の特例が使えないか、取引相手と確認しましょう。

11月は『労働保険』(労災保険、雇用保険)の「未手続事業一層強化期間」

広島労働局からのお知らせ

11月は『労働保険』(労災保険、雇用保険)

の「未手続事業一層強化期間」

事業主の皆様へ

ひとりでも労働者を雇ったら、労働保険に入る義務があります。労働災害の治療には病院で健康保険証が使えません。労災保険未加入の場合、保険料を遡って徴収するほか、労災保険給付に要した費用の40~100%が事業主負担となる事もあります。

広島北民商は、労働保険(労災、雇用保険)の事務組合です。手続きやご相談は、民商事務局までご連絡ください。

11月

- ◎5日(日) 婦人部レク
- ◎6日(月) 三役会
- ◎7日(火) 婦人部役員会
- ◎8日(水) 組織教宣部会
- ◎8日(水) 事務局長会議
- ◎9日(木) もみじ銀行懇談
- ◎10日(金) 陽気な道場
- ◎税金対策部会

広島県青協主催

『ゴルフコンペ』

のお知らせ

日時: 2023年12月10日(日)
場所: 東広島カントリークラブ
参加費: プレー代含め 13,700円

お申込みは
広島北民商
事務局へ



支部名	共済会目標			婦人部目標		
	目標	成果	達成	目標	成果	達成
長東山本	2			3		
祇園西原	2			1		
安古市東	2			2		
安古市中	2	1		2		
相田・西	2	1		3	1	
佐東	2	3	◎	3	2	
川内	2			3		
沼田	2			2		
可部亀山	3	1		5		
可部北	3	4	◎	4	1	
高陽	3			5		
あさひ	3			5		
北広島	2	1		3	1	
他		1		3		
合計	30	12		44	5	

共済・婦人部、仲間増やしの声かけを
共済会の入院給付や健康診断
婦人部の記帳会や誕生日プレゼント
レクリエーションも開催し、
楽しく活動しています

融資、多重債務・サラ金、滞納の
ご相談は

『陽気な道場』へ

毎週木曜日 夜7時から

法人の会員さんも一緒に税金学習を

『法人学習会』

毎月第4火曜日 昼2時と夜7時

『税務調査の対策会議』は随時開催します!!